

- ※ 本仮訳案は全銀協事務局で邦訳したものであり、金融庁・日本銀行の確認を得たものではありません。このため、今後、修正があり得ることにご留意ください。
- ※ バーゼル I（1988 年公表、1996 年マーケット・リスク規制により改訂）に関する部分につきましては、既存の金融庁・日本銀行仮訳の内容を盛り込んでおります。
- ※ 本仮訳案をご利用するにあたっては、必ず原文（<http://www.bis.org/publ/bcbs128.htm>）を参照するようお願いいたします。
- ※ 本仮訳案はあくまでも参考資料であり、本仮訳案を利用することにより損害が発生したとしても当協会は当該賠償責任を負いません。

（全国銀行協会事務局 仮訳案）
（2008 年 5 月 23 日）

自己資本の測定と基準に関する国際的統一化

改訂された枠組

（統合版）

本文書は、2004 年 6 月のバーゼル II の枠組、バーゼル II の改訂プロセスの中で修正されなかった 1988 年合意の内容、1996 年のマーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改訂、そして、2005 年のトレーディング業務に対するバーゼル II の適用およびダブル・デフォルト効果の取扱いに関するペーパーを編集したものである。この編集では、新しい要素は盛り込まれていない。

2006 年 6 月

目 次

略語	i
序文	1
本文書の構成	6
第1部：適用範囲	7
I. はじめに	7
II. 銀行、証券業および他の金融子会社	7
III. 銀行、証券会社および他の金融会社 (entities) に対する重大な少数持分の投資	8
IV. 保険会社	9
V. 一般事業法人に対する重大な投資	10
VI. 本パート (第1部) に基づく投資の控除	10
第2部：第一の柱 — 最低所要自己資本	13
I. 最低所要自己資本の計算	13
A. 規制上の自己資本	13
B. リスク・アセット	13
C. 経過措置	14
Ia. 自己資本の構成項目	15
A. コアとなる自己資本 (狭義の自己資本 : Tier 1)	15
B. その他の自己資本 (Tier 2)	16
1. 非公表準備金	16
2. 再評価準備金	16
3. 一般引当金および一般貸倒引当金	17
4. 負債性資本調達手段	17
5. 期限付劣後債	18
C. マーケット・リスクをカバーするための短期劣後債務 (Tier 3)	18
D. 自己資本からの控除項目	19
II. 信用リスク — 標準的手法	20
A. 各債権	21
1. ソブリン向け債権	21
2. 中央政府以外の公共部門 (PSE) 向け債権	22
3. 国際開発銀行 (MDB) 向け債権	22
4. 銀行向け債権	23
5. 証券会社向け債権	24
6. 事業法人向け債権	24
7. 規制上のリテール・ポートフォリオに含まれる債権	25
8. 居住用不動産により担保された債権	26
9. 商業用不動産により担保された債権	26
10. 延滞貸金	26
11. 高リスクのカテゴリー	27
12. その他の資産	27

13. オフバランスシート項目	28
B. 外部信用評価	29
1. 認定手続（訳注：原文では省略）	29
2. 適格性基準	29
C. 運用上の論点	30
1. 外部信用評価のリスク・ウェイト区分へのマッピング・プロセス	30
2. 複数評価	30
3. 発行体格付 対 債券格付	31
4. 国内通貨建て評価と外国通貨建て評価	31
5. 短期格付・長期格付	31
6. 評価の適用範囲	32
7. 勝手格付	32
D. 標準的手法－信用リスク削減手段	33
1. 全体に関わる論点	33
2. 信用リスク削減手法の概観	34
3. 担保	38
4. オンバランスシート・ネットティング	48
5. 保証およびクレジット・デリバティブ	49
6. マチュリティのミスマッチ	53
7. 信用リスク削減手法の取扱いに関するその他の事項	54
III. 信用リスク－内部格付手法	55
A. 概要	55
B. 内部格付手法の仕組み	55
1. エクスポージャーの分類	56
2. 基礎的手法および先進的手法	63
3. すべての資産区分に対する内部格付手法の採用	65
4. 経過措置	66
C. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーに関するルール	68
1. 事業法人、ソブリンおよび銀行向けエクスポージャーのリスク・アセット	68
2. リスクの構成要素	71
D. リテール向けエクスポージャーに関するルール	82
1. リテール向けエクスポージャーのリスク・アセット	82
2. リスク構成要素	83
E. 株式エクスポージャーに関するルール	84
1. 株式エクスポージャーに関するリスク・アセット	85
2. リスク構成要素	88
F. 購入売掛債権に関するルール	89
1. デフォルトリスクに対するリスク・アセット	89
2. ダイリュション・リスクに対するリスク・アセット	91
3. 売掛債権の購入ディスカウントの取扱い	91
4. 信用リスク削減手段の認識	92
G. 期待損失（EL）の取扱いと引当金の認識	93
1. 期待損失（EL）の計算	93
2. 引当金の計算	94
3. 期待損失（EL）および引当金の取扱い	95
H. 内部格付手法の最低要件	95

1.	最低要件の構成	95
2.	最低要件の遵守	96
3.	格付システムのデザイン	96
4.	リスク格付制度の運用	102
5.	企業統治および監督	105
6.	内部格付の利用	107
7.	リスクの定量化	107
8.	内部推計値の検証	120
9.	監督当局による LGD および EAD の推計値	121
10.	リースを認識するための要件	125
11.	株式エクスポージャーに対する所要自己資本の計算	126
12.	開示要件	131
IV.	信用リスク — 証券化の枠組	132
A.	証券化の枠組でカバーされる取引の範囲および定義	132
B.	定義および一般的な用語	133
1.	オリジネーターである銀行	133
2.	資産担保コマーシャルペーパー (ABCP) プログラム	133
3.	クリーンアップ・コール	133
4.	信用補完	133
5.	信用補完機能を持つ I/O ストリップ (interest-only strip)	133
6.	早期償還	133
7.	エクセス・スプレッド	134
8.	暗黙のサポート	134
9.	特別目的事業体 (SPE)	134
C.	リスク移転を認識するための運用上の要件	134
1.	伝統的証券化のための運用上の要件	134
2.	シンセティック型証券化商品のための運用上の要件	135
3.	クリーンアップ・コールの運用上の要件および取扱い	137
D.	証券化エクスポージャーの取扱い	137
1.	最低所要自己資本の計算	137
2.	外部信用格付を用いる際の運用上の要件	138
3.	証券化エクスポージャーに関する標準的手法	139
4.	証券化エクスポージャーに関する内部格付手法	147
V.	オペレーショナル・リスク	158
A.	オペレーショナル・リスクの定義	158
B.	計測手法	158
1.	基礎的指標手法	159
2.	標準的手法	160
3.	先進的計測手法 (AMA)	162
C.	適格性基準	162
1.	標準的手法	162
2.	先進的計測手法 (AMA)	164
D.	部分適用	170
VI.	マーケット・リスク	171
A.	リスク計測の枠組み	171

1.	自己資本規制の対象範囲	171
2.	慎重な評価のための指針	175
3.	マーケット・リスクの計測手法	177
4.	トレーディング勘定におけるカウンターパーティの信用リスクの取扱い	179
5.	経過措置	181
B.	所要自己資本	181
1.	自己資本の定義	181
C.	マーケット・リスクー標準的方式	182
1.	金利リスク	182
2.	株式ポジション・リスク	193
3.	為替リスク	196
4.	コモディティ・リスク	199
5.	オプションの取扱い	203
D.	マーケット・リスク内部モデルアプローチ	208
1.	一般的条件	208
2.	定性的基準	208
3.	マーケット・リスクファクターの特定	211
4.	定量的基準	213
5.	ストレス・テスト	215
6.	外部的な検証	216
7.	内部モデルと標準的手法の併用	217
8.	個別リスクの取扱い	218
9.	モデルの検証基準	221
第3部	第二の柱 — 監督上の検証プロセス	223
I.	監督上の検証の重要性	223
II.	監督上の検証における4つの主要原則	224
1.	取締役会と上級管理職による監視	225
2.	健全な自己資本の評価	225
3.	リスクの包括的な評価	226
4.	モニタリングと報告	228
5.	内部統制の検証	228
1.	リスク評価の適切性の検証	229
2.	自己資本の充実度の評価	229
3.	統制環境の評価	230
4.	最低限の基準の遵守に係る監督上の検証	230
5.	監督上の対応	230
III.	監督上の検証プロセスで検討すべき具体的論点	232
A.	バンキング勘定における金利リスク	232
B.	信用リスク	233
1.	内部格付手法の下でのストレス・テスト	233
2.	デフォルトの定義	233
3.	残余リスク	233
4.	信用集中リスク	234
5.	カウンターパーティ・クレジット・リスク	235

C.	オペレーショナル・リスク	238
D.	市場リスク	238
1.	トレーディング勘定の適格性のための内部の方針と手続規定	238
2.	評価	238
3.	内部モデル方式におけるストレス・テスト	239
4.	内部モデル方式における個別リスクのモデル化	239
IV.	監督上の検証プロセスにおけるその他の側面	239
A.	監督上の透明性と説明責任	239
B.	クロスボーダーのコミュニケーションおよび協力の強化	240
V.	証券化に関する監督上の検証プロセス	240
A.	リスク移転の意義	241
B.	市場革新	241
C.	暗黙の支援の提供	242
D.	残余リスク	243
E.	コール条項	243
F.	早期償還	244
第4部：第三の柱 — 市場規律		247
I.	概説	247
A.	情報開示基準	247
B.	指針	247
C.	適切な情報開示の達成	247
D.	会計上の情報開示との相互作用	248
E.	重要性	248
F.	頻度	249
G.	固有の自己情報および守秘義務に係る情報	249
II.	情報開示の項目	250
A.	一般的な情報開示原則	250
B.	適用範囲	250
C.	自己資本	251
D.	リスク・エクスポージャーおよび評価	253
1.	一般的な定性的情報開示項目	253
2.	信用リスク	253
3.	マーケット・リスク	261
4.	オペレーショナル・リスク	262
5.	株式	262
6.	バンキング勘定の金利リスク	263
付属文書 1:	革新的な金融商品を Tier 1 自己資本の 15% に制限する件	264
付属文書 1a:	自己資本 (capital base) の定義	265
付属文書 2:	標準的手法—マッピング・プロセスの実施	269
付属文書 3:	フェイル取引および非 DVP 取引の自己資本規制上の取扱い	274
付属文書 4:	カウンターパーティ信用リスクおよび異種商品間のネットティング の取扱い	277
付属文書 5:	内部格付手法によるリスク・ウェイトの数値例	303

付属文書 6:	スペシャライズド・レンディングに関する当局設定のスロットティング・ クライテリア	305
付属文書 7:	設例 当局設定関数方式における信用リスク削減効果の計算	321
付属文書 8:	ビジネスラインのマッピング	326
付属文書 9:	詳細な損失事象タイプの分類	329
付属文書 10:	標準的手法および内部格付手法において金融資産担保でカバーされ た取引に関する自己資本規制上の取扱方法の概観	332
付属文書 10a:	マーケット・リスクに対する所要自己資本額算出に用いる内部モデル ・アプローチにおいてバックテストングを利用するための監督上の フレームワーク	334
付属文書 11:	簡素化された標準的手法	347

略 語

ABCP	資産担保コマーシャルペーパー (Asset-backed commercial paper)
ADC	取得/開発/建設 (Acquisition, development and construction)
AMA	先進的計測手法 (Advanced measurement approaches)
ASA	代替的標準的手法 (Alternative standardised approach)
CCF	与信相当掛目 (Credit conversion factor)
CCR	カウンターパーティ信用リスク (Counterparty credit risk)
CDR	累積的デフォルト率 (Cumulative default rate)
CEM	カレント・エクスポージャー方式 (Current exposure method)
CF	比較的流動性のある商品 (原油等) に関するファイナンス (Commodities finance)
CMV	時価 (Current market value)
CRM	信用リスク削減手段 (Credit risk mitigation)
DvP	資金と証券の同時引渡し (Delivery-versus-payment)
EAD	デフォルト時エクスポージャー (Exposure at default)
ECA	輸出信用機関 (Export credit agency)
ECAI	外部信用評価機関 (External credit assessment institution)
EL	期待損失 (Expected loss)
EPE	正の期待エクスポージャー (Expected positive exposure)
FMI	将来利鞘収入 (Future margin income)
HVCRE	ボラティリティーの高い商業用不動産関連貸出 (High-volatility commercial real estate)
IAA	内部評価手法 (Internal assessment approach)
IMM	内部モデル方式 (Internal model method)
IPRE	商業用不動産からのキャッシュフローのみを返済源とする貸出 (Income-producing real estate)
I/O	I/O ストリップス (Interest-only strips)
IRB	内部格付に基づいた (手法) (Internal ratings-based (approach))
LGD	デフォルト時損失率 (Loss given default)
M	実効マチュリティ (Effective maturity)
MDB	国際開発銀行 (Multilateral development bank)
NIF	NIF (Note issuance facility)
OF	船舶等特定の資産のみを返済源とする貸出 (Object finance)

PD	デフォルト率 (Probability of default)
PF	プロジェクト・ファイナンス (Project finance)
PSE	中央政府以外の公共部門 (Public sector entity)
PvP	資金と資金の同時引渡し (Payment-versus-payment)
QRRE	適格リボルビング型消費者信用 (Qualifying revolving retail exposures)
RBA	格付準拠方式 (Ratings-based approach)
RUF	RUF (Revolving underwriting facility)
SF	当局設定関数 (Supervisory formula)
SFT	証券金融取引 (Securities financing transaction)
SL	スペシャライズド・レンディング (Specialised lending) (※訳注)
SM	標準方式 (Standard method)
SME	中小企業 (Small- and medium-sized entity)
SPE	特別目的体 (Special purpose entity)
UCITS	譲渡性証券への集合投資事業 (Undertakings for collective investments in transferable securities)
UL	非期待損失 (Unexpected loss)

※訳注 スペシャライズド・レンディング：特定資産のみを返済源とする融資（例えば、プロジェクト・ファイナンス）

自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：

改訂された枠組

(統合版：2006年6月)

序文

1. 本レポートは、バーゼル委員会（当委員会¹）が、国際的に活動する銀行の自己資本充実に係る監督上の規則を改訂するに当って、国際的統一性を確保するために最近数年間に行ってきた作業の結果を提示するものである。1999年6月に当委員会が自己資本充実の枠組の改訂に関する最初の一連の提案を行った後、全てのメンバー国において広範な市中協議プロセスが開始され、同提案はその他の世界各国の監督当局にも回付された。当委員会はその後、2001年1月および2003年4月にも追加的な提案を市中協議に付し、さらに同提案に関する定量的影響度調査を3回にわたり行った。こうした努力の結果、当初提案には多くの貴重な改善が加えられた。今回公表するペーパーは、全メンバーの合意に基づく当委員会の声明である。本ペーパーには、自己資本充実度の測定に関し合意された枠組および達成すべき最低基準が詳述されており、当委員会のメンバー国の監督当局は、それぞれの国においてこれを採用すべく提案を行う。本枠組ならびにそこに含まれる基準は、G10 諸国の中央銀行総裁および銀行監督当局の長官により承認された。

2. 当委員会は、メンバー当局がそれぞれの国において適切な採用手続きを進めることを期待する。幾つかのケースにおいては、この手続きの一環として、当委員会が提案する枠組の影響に関して更なる調査が行われたり、利害関係者が各国当局にコメントを寄せる機会がさらに設けられたりするであろう。当委員会は、ここに提示する枠組を2006年末に適用可能とする意向である。しかし、当委員会は、最も先進的な手法については影響度調査や予備計算をもう一年行う必要があると感じている。従って、これらの手法は2007年末に適用可能となる。改訂された枠組への移行についての詳細、および各々の手法への移行方法は、パラグラフ45から49に述べられている。

3. 本文書は世界各国の監督当局に回付される。各国当局に対しては、それぞれの監督上の優先課題全般を考慮のうえ、自らが適切と考える時期に、この改訂された枠組を採用することを勧奨する。改訂された枠組においては、世界中の銀行および銀行システムが採用し得る選

¹ バーゼル銀行監督委員会は、G10 諸国の中央銀行総裁会議により1975年に設立された銀行監督当局の委員会である。同委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国および米国の銀行監督当局ならびに中央銀行の上席代表者により構成される。当委員会は通常、常設局が設けられている国際決済銀行（バーゼル）において開催される。

択肢が用意されている。しかし、当委員会は、近い将来に本枠組へ移行することが、全ての非G10 諸国において監督の強化という観点から第一位の優先課題となるとは考えていない。そうした場合、各国監督当局は枠組実施のタイムテーブルと手法を策定するに当たり、改訂された枠組が自国銀行システムにどのような利益をもたらすかを注意深く検討すべきである。

4. 1988年合意²の改訂作業を行うに当たって当委員会が基本的な目標としたことは、国際的に活動する銀行の間で自己資本の充実に関する規則が競争上の不平等の大きな原因とならないよう、枠組の十分な整合性を維持しつつ、国際銀行システムの健全性と安定性を一段と強化することであった。当委員会は、改訂された枠組は銀行業界に対し、より強固なリスク管理実務の採用を促すと信じており、それが同枠組の主要な利点のひとつであると考え。当委員会は、銀行やその他の利害関係者が、提案に対するコメントにおいて、改訂された枠組の基礎を成す三つの柱（最低所要自己資本、監督上の検証、および市場規律）のアプローチの概念と理論を歓迎したと認識している。より一般的に言えば、銀行やその他の利害関係者は、銀行実務やリスク管理実務の変化を勘案して自己資本に関する規則を改善すると同時に、各国レベルで可能な限り統一的に適用し得る枠組としての利点を維持する、という方針に賛意を表明した。

5. 当委員会は、枠組を改訂するに当たり、リスク感応度を大幅に高めた自己資本ルールを構築することを目指した。この自己資本ルールは、概念的に健全であると同時に、個々のメンバー国で現在用いられている監督および会計制度固有の特徴を適切に考慮したものでなければならなかった。当委員会は、この目標は達成されたと考えている。また当委員会は、1988年の自己資本充実の枠組の主要な要素を維持することとしている。例えば、全体としてリスク・アセットの少なくとも8%相当の総自己資本保有を求めること、市場リスクの取扱いに関する1996年の「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」の基本的構造、適格とされる自己資本の定義、などがそれである。

6. 改訂された枠組の大きな革新点のひとつは、銀行の内部システム上のリスク評価を所要自己資本算定上のインプットとしてより大幅に活用していることである。当委員会は本措置を採るに当たり、それらの内部的なリスク評価の完全性(integrity)を確保するため、一連の詳細な最低要件を提示している。当委員会は、銀行のリスク管理方針やリスク管理実務の形態ないし具体的運用について指示するつもりはない。各々の監督当局は、銀行の内部管理やそのためのシステムが所要自己資本算定のベースとして用い得る適切なものであることを確保するため、一連の検証手続きを策定することになる。特に枠組の導入期間中において、監督当局は銀行の準備状況に関し健全な判断を行う必要がある。監督当局が最低要件の遵守状況を検証するのは、あくまでも銀行が所要自己資本の算定にプルーデントな情報をインプットする能力を十分に備えていることを確認するための手段であり、当委員会は最低要件の遵守自体が目的とならないよう期待する。

7. 改訂された枠組には、信用リスクおよびオペレーショナル・リスクの所要自己資本を算定する手法として、幾つかの選択肢が設けられている。銀行および監督当局は、それぞれの業務内容や金融市場のインフラストラクチャーに最も適した手法を選択することができる。さらに本枠組は、各国市場毎に異なる状況に基準を適合させることができるよう、各々の選択肢を適用するに当たって各国が一定限度内の裁量を行使することを認めている。但し、適用方法

² 自己資本の測定と基準に関する国際的統一化（1988年7月 バーゼル銀行監督委員会）（改訂版）

が十分に整合的なものとなるよう、各国当局は相当な努力を払わなければならない。当委員会は、今後、整合性を一段と高めるために枠組の実施をモニター・検証する所存である。特に、当委員会の新規制実施作業部会（AIG）の創設目的は、枠組実施のアプローチについて監督当局間の情報交換を促し、実施の整合性を図ることにある。

8. 枠組を効果的に実施するためには、母国当局と現地当局の協力を強化する必要がある。当委員会は、母国当局がこうした協力関係をリードする重要な役割を担うものと認識している。AIGは、銀行の実施負担を軽減し、監督資源を節約するための協力と協調に関する実務的な取決めを策定中である。当委員会は、AIGの作業ならびに同部会が監督当局や銀行業界との間で行った意見交換に基づいて、改訂された枠組のクロスボーダー実施に関する一般原則、および、先進的計測手法によるオペレーショナル・リスクの自己資本賦課に焦点を絞った母国当局および現地当局のための諸原則を公表した。

9. 強調しておくべきことは、改訂された枠組が、国際的に活動する銀行の自己資本に関する最低水準を設定するために構築されたものだということである。1988年合意と同様に、各国当局がより高い自己資本を最低水準として設定することは自由である。各国当局はまた、自らが免許を付与する銀行に対し、自己資本充実度の補足的な基準を導入することも自由である。例えば、各国当局は、正確なリスク・エクスポージャーの測定に関し、いかなる自己資本ルールにも存在する潜在的な不確実性への対応として、あるいは、銀行の負債による資金調達を抑制したい場合に、これらの補足的な基準を用いることができる。本枠組が提示する基準に加えて国内で補足的な自己資本基準（レバレッジ・レシオや大口与信規制など）を用いる場合は、補足的な基準により求められる自己資本の水準の方がより厳しいこともあり得る。より一般的に言えば、監督当局は、第二の柱の下で、銀行が規制上の最低水準を上回る自己資本に基づいて業務を行うことを期待すべきである。

10. 改訂された枠組は1988年合意に比べてリスク感応度が高いものの、国内銀行市場のリスクが相対的に高い国は、銀行に対してバーゼル合意の最低水準を超える自己資本を保有することを求めるべきか否かを検討する必要がある。これは、構造がより大まかな標準的手法を採用する銀行に対して特に当てはまることであるが、内部格付（IRB）手法を用いている場合でも、大規模損失が発生するリスクは本枠組で想定されている以上に高いことがあり得る。

11. 当委員会はまた、銀行および監督当局が、改訂された枠組の第二の柱（監督上の検証）および第三の柱（市場規律）に適切な注意を払う必要があることを明確にしておきたい。銀行が自己資本充実度を評価する努力を行い、監督当局が当該評価を検証するといった第二の柱を確実に実行することによって、最低所要自己資本に係る第一の柱を補完することが極めて重要である。さらに、本枠組の第三の柱に定められているディスクロージャーは、市場規律が他の二つの柱を効果的に補完していく上で不可欠である。

12. 当委員会は、国内的にも国際的にも、規制上のアプローチと会計上のアプローチの相互関係が、自己資本充実度の測定における比較可能性やこれらのアプローチの実施コストに大きな影響を与え得ることを認識している。この意味で、当委員会は、非期待損失と期待損失に係る当委員会の決定は大きなステップであったと考える。当委員会とそのメンバーは、会計当局との対話において引続き能動的な役割を果たし、規制上の基準と会計基準の不適切な相違をできる限り減じるよう、努力を行っていく所存である。

13. 本文書に提示する改訂された枠組には、当委員会が2003年4月に公表した最新の協議案に比して幾つかの大きな変更点がある。それらの変更の幾つかについては、当委員会が

2003年10月、2004年1月、および2004年5月に発したプレスリリースの中で既に述べられている。これらのプレスリリースでは、期待損失（EL）と非期待損失（UL）の取扱いや、証券化エクスポージャーの取扱いの変更などが説明された。これらに加え、信用リスク削減手法や適格ナリボルピング型リテール向けエクスポージャーの取扱いを含む幾つかの変更が盛り込まれている。当委員会はまた、先進的内部格付手法を用いる銀行はデフォルト時損失率（LGD）パラメータに景気後退の影響を織り込む必要がある、との期待を明確にするよう努めた。

14. 当委員会は、最低所要自己資本の全体的な水準に関する当委員会の目標を再度明言することが重要であると考え。すなわち、改訂された枠組においてより先進的でリスク感応度の高い手法を採用するインセンティブを与えつつ、最低所要自己資本の全体的な水準をほぼ現状どおりとする、という目標である。この目的を達成するため、当委員会はIRBにおける信用リスクのリスク・アセット額に単一のスケーリング・ファクターを適用する。定量的影響度調査のデータを使って算出した、現時点におけるスケーリング・ファクターの最善の推計値は1.06である。各国当局は改定された枠組の実施期間中に所要自己資本の状況のモニタリングを継続する。さらに、当委員会は改定された枠組に関する各国の経験をモニターする。

15. 当委員会は、改訂された枠組を構築するに当たり、同枠組がより将来を見据えた（forward-looking）自己資本の充実度に係る監督手法となり、時間の経過とともに進化し得る性質のものとなることを企図した。本枠組が市場の発展やリスク管理実務の進歩に歩調を合わせていくためにはこうした進化が必要であり、当委員会は市場や実務の発展をモニターし、必要な場合には枠組の修正を行う所存である。こうした観点から、業界との継続的かつ広範な対話は当委員会にとって大変有益であったため、当委員会は今後とも対話の機会を拡大していきたいと考えている。当委員会はまた、今後の作業項目について常に業界に周知していく所存である。

16. 当委員会は、2005年7月に、「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」と題する文書において、追加的な指針を公表した。これは、証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で作成したものであり、改訂された枠組が時の経過による進展に対応する能力があることを示すものである。同文書は、カウンターパーティ信用リスク、ダブル・デフォルト効果、内部格付手法における短期マチュリティ調整、フェイル取引の取扱を精緻化し、トレーディング勘定の枠組みを改善したものである。³

17. 当委員会がより長期的な性質の追加的作業を行う意向を持っている分野のひとつは、適格自己資本の定義に関連するものである。本作業の動機のひとつとなったのは、本文書に提示する枠組において期待損失と非期待損失の取扱いの変更およびこれに伴う引当金の取扱いの変更が行われた結果として、一般的に、総所要自己資本に対するTier 1 所要自己資本が低下する傾向にあるということである。また、本枠組の下で自己資本基準を単一の国際的基準に収斂させるためには、事業を継続しつつ予期せざる損失の吸収に用いることができる一連の資本調達手段に係る合意を明らかにすることが究極的には必要となる。当委員会は、1998

³ この追加的な指針は、改訂された枠組で規定されているトレーディング勘定の定義を変更するものではない。むしろ、同指針は、銀行がエクスポージャーをトレーディング勘定に記帳するうえで従うべき内部の方針と手続規定に焦点を当てたものである。しかし、現時点において、ヘッジファンド持分のオープンポジション、プライベート・エクイティ投資、不動産の保有は、そのポジションを流動化し、毎日信頼のある評価を行ううえで銀行の能力に大きな制約があることから、トレーディング勘定の定義を満たしてはいないと、当委員会は考えている。

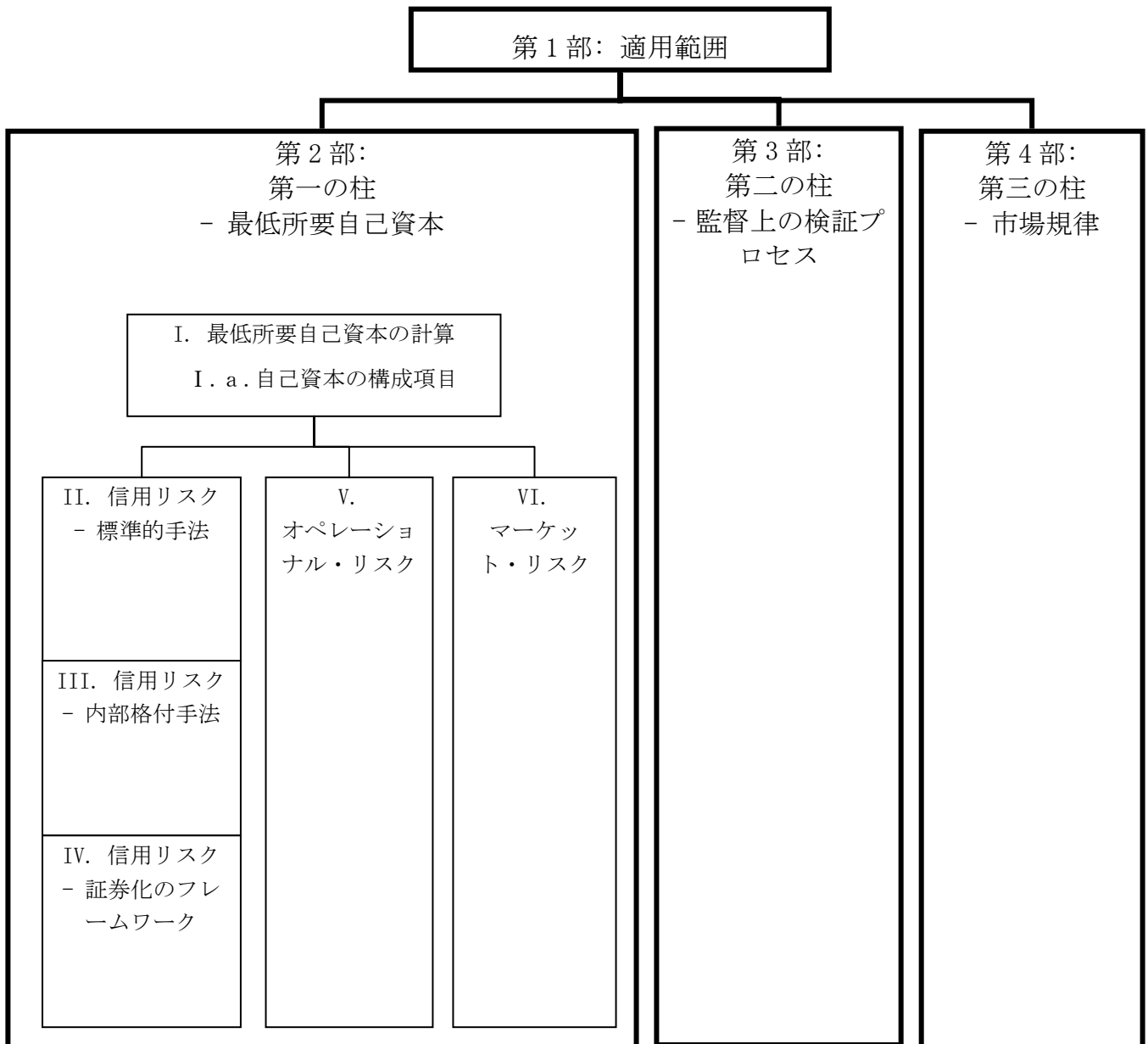
年10月の「自己資本の基本的項目（Tier 1）への算入が適格な資本調達手段」と題するプレスリリースにおいて、Tier 1 自己資本の適格項目の修正に引き続き、自己資本の定義の見直しを行う意図を表明した。当委員会は今後、規制上の自己資本の定義を巡る論点をさらに検討するが、この、より長期的な作業の結果としての変さらについては、本文書に提示する改訂された枠組の実施以前に提案するつもりはない。当委員会はこの間、規制自己資本の構成に関する1998年の決定が各国間で整合的に適用されることを確保するための努力を継続する。

18. 当委員会はまた、リスクと経済資本を定量化する試みをはじめ、銀行業界の潮流となっているリスク管理実務について業界との間で話し合いを継続する努力を行う。過去10年間、幾つかの銀行が主要業務から生じる信用リスクのモデル化に資源を投入してきた。これらのモデルは、地理的区分や商品ラインを超えて信用リスクを定量化し、合計し、管理する手段として開発されている。本文書に提示されている枠組では、そうした信用リスク・モデルから導き出された数値を自己資本規制上の目的で用いることは認められていない。しかし、当委員会は、そうしたモデルの実績および銀行間の比較可能性について、引き続き積極的に対話を行うことが重要であると認識している。当委員会はまた、改訂された枠組を成功裡に実施することにより、銀行と監督当局は本課題に取り組むうえで極めて貴重な経験を得ることができると考える。当委員会は、IRB手法は純粋に規制に基づく信用リスク測定と、より完全に信用リスクの内部モデルに基づく手法との中間点にあると考える。信頼性、比較可能性、検証、および競争条件の公平性に係る問題点に適切に対処することができれば、この連続線に沿ってさらに前進することは原則として可能である。それまでの間は、監督上の検証プロセスや銀行のディスクロージャーにおいて、信用リスクの内部モデルの実績にも注意を払い、関連事項に関する情報を蓄積していくことが非常に有益であると当委員会は考える。

19. 本文書は、以下の図で示されているように四部から成る。第一部では適用範囲を取り扱い、銀行グループ内で自己資本ルールがどのように適用されるかを詳述する。信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクに係る最低所要自己資本の計算については第二部で取り上げる。第三部と第四部では、監督上の検証および市場規律に関する期待についてそれぞれ概説する。

19(i) 改訂された枠組の本統合版は、依然として有効な1988年合意の内容だけでなく、当委員会の文書である「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」（2005年7月）、および「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」（1996年1月）における追加的な指針を盛り込んでいる。本統合版は、基本的には、包括的な観点から、国際的な健全性に関する基準を銀行に提供することを目的としている。本統合版では、新しい内容は含まれていない。本統合版に盛り込まれた個々の文書（1988年合意、「マーケット・リスクを自己資本合意の対象に含めるための改定」、そして「トレーディング業務に対するバーゼルⅡの適用およびダブル・デフォルト効果の取扱い」）は、いずれも引き続き単独で利用可能である。

本文書の構成



第1部：適用範囲

I. はじめに

20. この枠組は国際的に活動する銀行に対し、連結ベースで適用される。連結ベースでの適用は、ダブルギアリングを排除することによって、子会社を有する銀行の資本の完全性（integrity）を維持する最適の方法である。

21. 本枠組の適用範囲は、銀行グループ全体のリスクの捕捉を確実にするために、完全連結ベースでの銀行グループの親会社である持株会社を含む⁴。銀行グループとは、主として銀行業務を営んでいるグループであり、国によっては、単体の銀行として登録されていることもある。

22. 本枠組は、銀行グループ内の国際的に活動する銀行に対し、すべてのレベルで、完全連結ベースで適用される（当節最後の例示図を参照）⁵。現時点の規制でこれらが求められていない国には、（訳注：子会社ベースの）完全なサブ連結（full sub-consolidation）の適用について3年間の移行期間が与えられる。

23. さらに、監督当局の主要な目的の1つは預金者の保護であることから、自己資本充実度の計測により認められた資本が、確実に預金者のために直ちに利用可能なことが非常に重要である。従って、監督当局は、個々の銀行が個別（stand-alone）ベースで適切な自己資本を保有していることを検証すべきである。

II. 銀行、証券業および他の金融子会社

24. 国際的に活動する銀行が含まれるグループ内で行われている、すべての銀行業および他の関連する金融業務⁶（規制対象と対象外の両方）は、できる限り、連結ベースで捉えられることになる。過半数の資本を有している、あるいは、支配力を及ぼしている銀行子会社、

⁴ 銀行グループの親会社である持株会社には、その親会社である持株会社があるかもしれない。構造によっては、この親会社である持株会社は銀行グループの親会社とは見做されず、本枠組の対象とはならないかもしれない。

⁵ 銀行単体（stand-alone）（すなわち、子会社の資産・負債を連結しないベース）への本枠組の適用は、完全なサブ連結（full sub-consolidation）の代替として、すべての子会社および重要な少数株主持分への投資の全簿価金額が当該銀行の自己資本から控除される限り、同様の効果をもたらすだろう。

⁶ 「金融業務」には保険業を含まず、「金融機関」には保険会社を含まない。

証券子会社（おおむね同様の規制を受けている場合や証券業務が銀行業務と見做されている場合）および他の金融子会社⁷は、一般的には完全に連結されるべきである。

25. 監督当局は、連結自己資本において、完全子会社ではない銀行子会社、証券子会社、その他の金融子会社の連結により生じる少数株主持分を認識することの妥当性について評価を行う。監督当局は、そのような少数株主持分からの資本が、他のグループ会社によって直ちに利用できない場合、資本に含まれる少数株主持分の額を調整することとなる。

26. 特定の証券会社やその他の規制対象金融機関を連結することが可能でない場合や望ましくない場合があるかもしれない。これは、従来からの契約上の（訳注：相手方の）債務を通じて持分を取得して一時的に所有している場合、本枠組とは異なった規制を受けている場合、あるいは、法律によって自己資本規制上の非連結が求められているような場合だけであろう。そのような場合、銀行監督当局にとっては、このような企業を監督する当局から十分な情報を得ることが是非とも必要である。

27. 銀行が過半数の資本を所有している証券会社やその他の金融子会社で、自己資本規制上、連結されないものがある場合、当該グループに属するこれらの企業に対するすべての株式とその他の規制上の資本投資は控除され、第三者による当該子会社に対する資本投資とともに、当該子会社の資産・負債は銀行のバランスシートから取り除かれるべきである。監督当局は、非連結の扱いとされ、資本投資が控除された企業が、自己資本規制を満たしていることを確認するであろう。監督当局は、かかる子会社が資本不足を解消するためにとる行動をモニターし、早急に是正されない場合には、当該不足額も親銀行の資本から控除されることとなる。

III. 銀行、証券会社および他の金融会社 (entities) に対する重大な少数持分の投資

28. 銀行、証券会社および他の金融会社に対する重大な少数持分の株式投資で、支配力が及んでいないものは、株式とその他の規制上の投資を控除することにより、銀行グループの資本から除外される。一方で、そのような投資は、一定の条件の下で比例連結の扱いとすることも可能であろう。例えば、ジョイント・ベンチャーの場合や、親会社が法的にあるいは事実上当該企業を比例ベースでのみ支援することが期待されており、かつ、その他の主要株主が比例的な支援をする手段と意思を持っていることを監督当局が納得している場合に比例連結は適当であろう。少数持分の投資が重大であるとされ、従って、控除されるか比例ベースで連結されることとなる境界は、各国の会計上および/あるいは規制上の慣行によって決められる。例として、EU において比例連結とするための境界は、株式の持分割合が 20%から 50%の間にある場合として定義されている。

⁷ 金融会社が手がける業務の例には、金融リース、クレジット・カード発行、資産管理（ポートフォリオ・マネジメント）、投資顧問、保護預かりサービス、その他の銀行業務に付随する同様の業務が含まれる。

29. 当委員会は、銀行の自己資本水準を人為的に膨らませることを意図した銀行資本の相互持合 (reciprocal cross-holdings) は、自己資本規制上控除されるという、1988 年合意の見解を再確認する。

IV. 保険会社 (insurance entities)

30. 保険子会社を所有する銀行は、子会社の事業リスク (entrepreneurial risk) を完全に負っており、従ってグループ全体に含まれるリスクをグループ・ベースで認識すべきである。銀行の規制自己資本を計測する際、当委員会は、現段階では原則として、保険子会社に対する銀行の株式およびその他の規制上の自己資本への投資並びに保険会社に対する重大な少数持分投資を控除することが適当であると考えている。このアプローチでは、銀行はそのバランスシートから、資産・負債とともに、保険子会社に対する第三者の資本投資を控除する。これに対する代替的なアプローチが適用され得るとしても、それはどのような場合であれ、資本充実度の判断をするにあたってグループ全体の観点を含み、かつ資本の二重計上を避けるべきものである。

31. 競争上の公平性の観点から、いくつかのG10 諸国は上述したアプローチに対する例外として、リスク・ウェイトを適用するという従前の取扱いを維持し、⁸また、保険監督当局が銀行子会社を保有する保険会社に対して国内で適用しているものと整合的な場合に限り、リスク量の合算 (risk aggregation) を行う措置を導入するだろう。⁹当委員会は、保険監督当局にも、上記の基準に従ったアプローチを開発し適用することを勧告する。

32. 銀行は、報告する自己資本水準を決めるにあたって、保険会社に適用している各国の規制上の取扱いを公表すべきである。

33. 過半数の資本を所有している、あるいは支配権を及ぼしている保険会社に対する投資が、そうした保険会社に対する規制上の所要自己資本を超えている場合 (超過資本: surplus capital) もあろう。監督当局は、銀行の資本充実度を計算する際、限られた状況¹⁰のもとで、そのような超過資本の算入を認めてもよい。銀行自身の自己資本として認識することができる超過資本の額とその利用可能性を評価するために、各種の計数 (parameters) や法的な移

⁸ これは、標準的手法を適用する銀行にとっては、100%を下回らないリスク・ウェイトを適用することを意味し、内部格付手法を適用する銀行では、内部格付手法のルールに基づいた適切なリスク・ウェイトがこの投資に対して適用される。

⁹ 従前の取扱いを維持する場合、保険子会社に投資されている第三者の資本 (すなわち少数持分) は、銀行の自己資本充実度の測定にあたり算入することはできない。

¹⁰ 控除方式においては、すべての株式とその他の規制上の資本投資が控除される額は、それらの会社の自己資本額が規制上の所要自己資本額を上回る額を反映するよう調整される。すなわち、控除される額は、投資額と規制上の所要自己資本額のうち、少ない額である。超過資本の金額、すなわち、それらの企業への投資額と規制上の所要自己資本額の差額は、株式投資としてリスク・ウェイトが適用される。代替的なグループ・ベースの手法を利用する場合には、超過資本については同等な取扱いが行われる。

転の可能性 (legal transferability) といった基準が各国の規制実務によって決められる。利用可能性に関する基準の他の例としては、規制上の制約、税務上の取扱い、外部信用評価機関による格付へのマイナスの影響といったものによる移転可能性の制約が含まれる。保険子会社の超過資本を適格資本として認識している銀行は、自己資本として認識している超過資本の額を公表する。銀行が保険子会社に対する完全な所有権を有していない場合(例えば、50%以上 100%未満の持分)、超過資本は、持分に比例して認識すべきである。銀行は、支配していない企業に対し資本移転を指示する立場にはないことから、銀行が重要な少数持分を所有している保険会社に対する超過資本は認識されない。

34. 監督当局は、銀行の将来の潜在的な損失の可能性を減らすため、銀行が過半数の資本を所有している、あるいは支配力を及ぼしている保険子会社で、非連結の扱いとされ資本投資が控除されているか、代替的なグループ・ベースの手法を適用されているもの自身が適切な自己資本を保有することを確保するであろう。監督当局は、資本不足を解消する子会社の行動をモニターし、早急に是正されない場合には、当該不足資本額についても親銀行の資本から控除することとなる。

V. 一般事業法人に対する重大な投資

35. 一般事業法人に対する重大な少数持分の投資と過半数を超える投資で、一定の重要性基準を超えるものは、銀行の自己資本から控除される。重要性基準は、各国の会計上および/あるいは規制上の慣行により決められる。個々の一般事業法人への重大な投資が銀行資本の15%、これらの投資の合計が銀行資本の60%、という水準、あるいはより厳しい水準が重要性基準として適用されるであろう。自己資本から控除すべき額は、重要性基準を超過した投資部分となろう。

36. 重大な少数持分か過半数を所有しており支配が及んでいる一般事業法人に対する投資で上記の重要性基準を下回るものには、標準的手法を利用する銀行の場合、100%を下回らないリスク・ウェイトが課される。内部格付手法を利用する銀行には、当委員会が株式用に開発している方法に基づき、100%を下回らないリスク・ウェイトが課されることとなる。

VI. 本パート (第1部) に基づく投資の控除

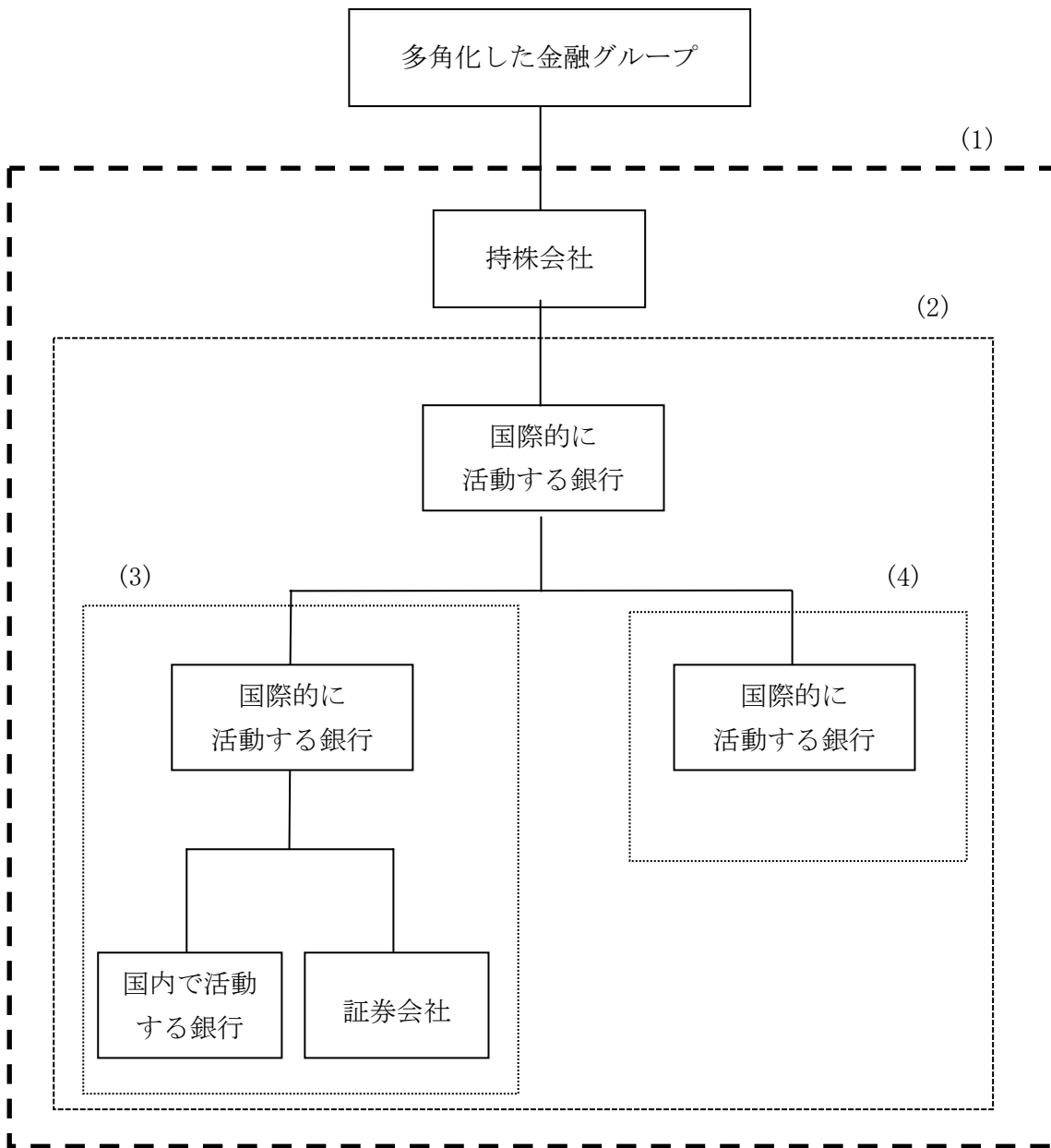
37. 適用範囲に関する本パートに従って投資を控除する場合、Tier 1 から50%、Tier 2 から50%が控除される。

38. 本パートに基づいて資本控除アプローチを適用する関連会社に係るのれん (goodwill) は連結子会社ののれんと同様の方法で Tier 1 から控除され、投資の残余部分 (remainder) は本パートの規定に従って控除される。パラグラフ 30 に従って代替的なグループ・ベースのアプローチをとる場合にも、同様な扱いがのれんについて適用される。

39. Tier 2、Tier 3 と革新的な Tier 1 資本調達手段 (innovative Tier 1 instruments) の算入限度は、のれんを控除した後、かつ適用範囲に関する本パートに基づいて投資部分を

資本控除する前の段階の Tier 1 をベースに設定される（附属文書 1 では、革新的な Tier 1 資本調達手段の 15%算入限度に関する計算例を示している）。

本枠組における新しい適用範囲の例示図



(1) 主たる銀行グループの境界線。本枠組はこのレベルにおける連結ベースで、すなわち、持株会社レベルまで適用される（パラグラフ 21 を参照）。

(2)、(3)、(4) : 本枠組はまた、より下位レベルでも国際的に活動する銀行すべてに対し、連結ベースで適用される。